第二章　第７期計画における基本目標と重点課題

１　基本目標と重点課題

本県は高齢化と人口減少が進み、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。
この計画（以下「第７期計画」と記載）では、本県の高齢者と高齢者介護を巡る状況や県政参画電子アンケート等による意識調査、介護保険制度改正等の最新情勢を踏まえ、県として取り組むべき課題について、以下のとおり基本目標を定め、重点課題として６項目の方針を整理し明らかにするものです。

◎　基　本　目　標　◎

とっとり型地域包括ケアネットワークの深化

～すべての高齢者が希望を持って生涯輝き続けられる地域をつくる～

第７期計画における重点課題

１　高齢者の在宅生活支援体制の確立
２　高齢者が活躍できる場づくり
３　高齢者の尊厳及び安全の確保
４　認知症施策の推進
５　必要な介護サービスの確保
６　介護人材の確保、定着及び資質の向上

２　基本目標の設定

基本目標の設定にあたり、本県の高齢者と高齢者介護を巡る状況分析や、県政参画電子アンケートなどによる意識調査を行いました。

（１）県政参画電子アンケートの結果から

基本目標の設定にあたり、県では、第６期計画に引き続き高齢期の生活及び介護に関する県民の皆さんの意識を把握するため、「県政参画電子アンケート」により、意識調査を行いました。

これによると、「将来介護を受ける状況になった際に、どのような暮らしを望むか」という問いに対し、家族と同居している場合は、約半数の方が「主に家族の介護を受けて、自宅で暮らす」又は「介護サービスを利用し自宅で暮らす」と答えています。

「本当は自宅で暮らしたいが家族の介護負担も考慮し介護施設で暮らす」と答えている方を含めると、９割近くの方ができるだけ住み慣れた地域で、暮らしたいと願っていることがわかります。

一方、一人暮らしであると想定した場合の問いに対しては回答傾向が一変し、半数近くの方が「一人暮らしは不安なので介護施設で暮らす」と答えています。

（参考）高齢期に望む生活

家族と同居している場合

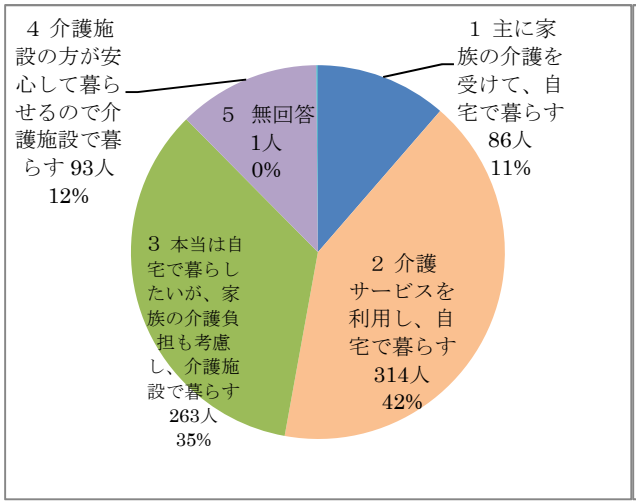

独居の場合

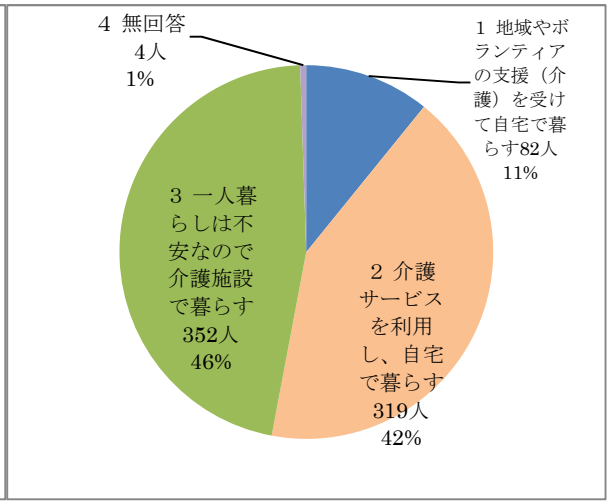

出典：県政参画電子アンケート（平成 29(2017)年 6～7 月実施）

注　：出典アンケートの次の問いに対する回答

設定	問い
家族と同居していると想定した場合	あなたが高齢者となり、介護を要するようになったとき、どのような暮らしを望みますか。あなたの考え方に一番近いものにチェックをお願いします。あなたがご家族と同居していると想定してお答えください。
独居と想定した場合	あなたが高齢者になり、介護を要するようになったとき、どのような暮らしを望みますか。あなたの考え方に一番近いものにチェックをお願いします。あなたが一人暮らしであると想定してお答えください。

（参考）県政参画電子アンケートによる意識調査

県（県民課）が運営する県政参画電子アンケート会員に対するアンケート。回答者は、64歳未満の方が９割であることや、インターネット利用者層であること等に留意する必要がありますが、介護に関する県民の意識をうかがい知ることができます。

1　調査期間　平成 29(2017)年 6 月 30 日～平成 29 年(2017)年 7 月 11 日
2　調査方法　あらかじめ登録された県政参画電子アンケート会員に調査表を送付
3　回収率等　送付 949 名、回収 757 名　回収率 79.8%

（参考）回答者属性（性別・年齢別・介護経験の有無（年代別））

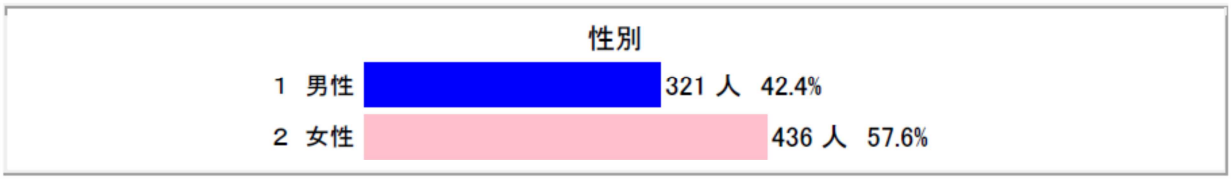

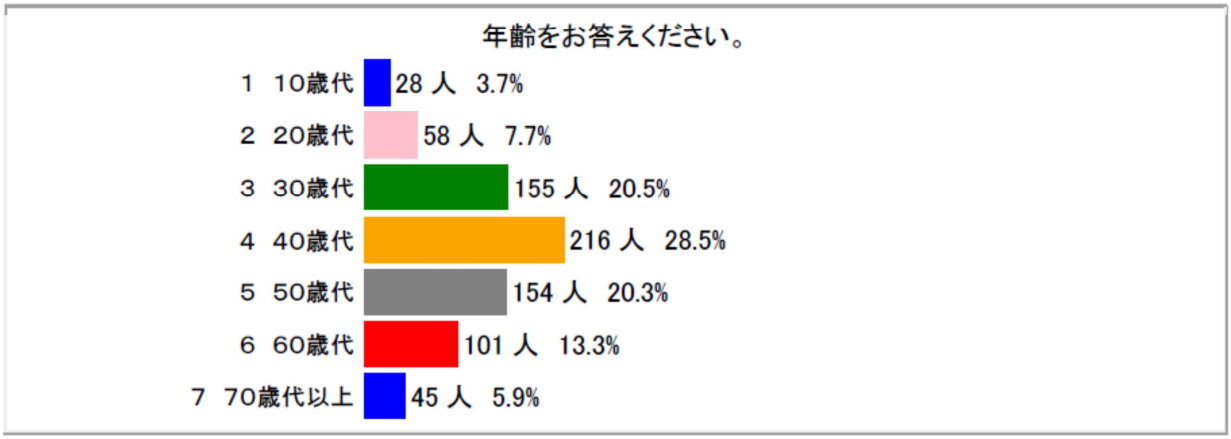

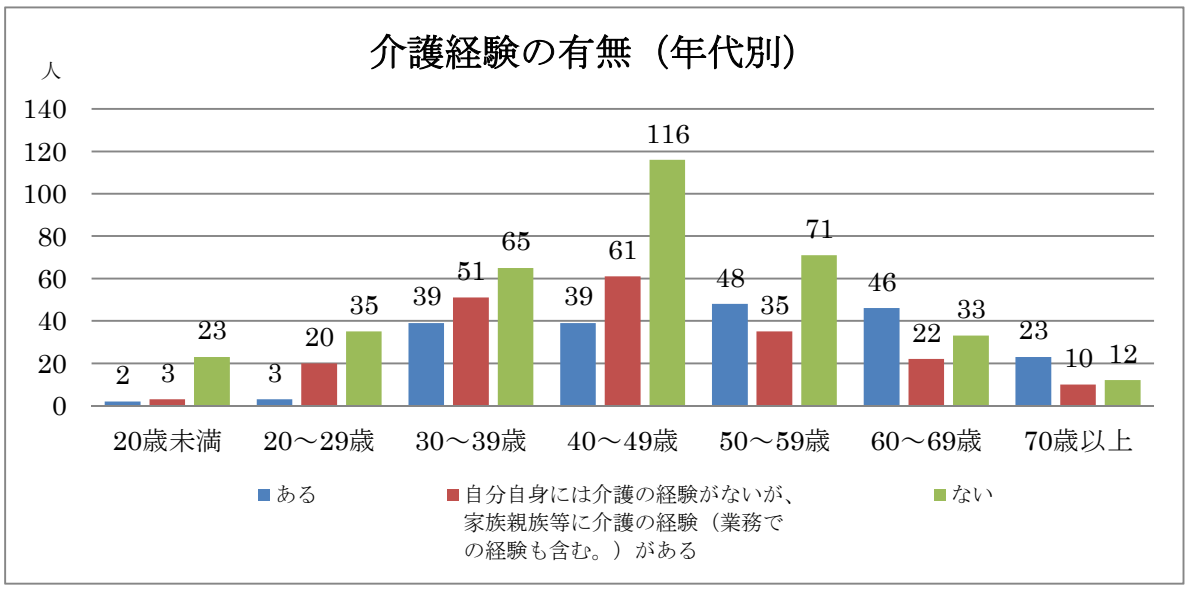

【アンケートの自由記載より】
・介護職の賃金は低いと聞いたことがある。重労働も多いということからなかなか介護職が足りてこない。雇用の条件改善が求められると思う。
・インターネットの活用で在宅状況の監視を行いつつ、緊急時の対応ができないものか。
・皆が行く道なのに、少子高齢化で保険料がアップするのではなく、広く負担（社会全体で）する方向へ進めて欲しい。
・腰を痛めている人が多くみられる。ロボットなど補助器具の改善が必要ではないかと思います。
・報酬は当然として介護に休みはないので休日や労働時間についての配慮を今以上に考えるべきだと思う。
・低額で入所できる公的介護施設の増設をもっとすべきである。
・そこに働く人のスキルや資質の向上が必要。
・入居待ちで入れた場所に不満があっても、空き施設がないので我慢しているのが現状です。

アンケートからは、実際には住み慣れた自宅で暮らし続けたいものの、介護に対する不安などから、「独居となった場合には施設で暮らそう」と考えていることがうかがえます。したがって、このような不安を解消していくことで、より長く在宅生活が続けられる社会の構築を目指すことが重要となります。

介護サービス水準と介護保険料の負担についての質問については、約半数近くの人が、「介護保険料負担がある程度増加（約１．５倍程度）してもよいので、現状程度の介護サービス水準を確保すべき」という回答になっていますが、「介護負担はそのままでサービスの水準は低下するが、やむを得ない」といった意見や、「保険料は高すぎる」といった意見が前回の結果に比べ増加しています。

「今後、特に必要となるサービスは何だと思いますか」という質問については、訪問系サービス、通所系サービス、施設系サービスがそれぞれ約半数と高く、前回の調査と同様の傾向となっています。ただし、新たに追加した選択肢では、「高齢者の交流」について、他の世代に比べ７０歳以上の方が、特に低い傾向があります。

これらの結果を参考に、県民の皆さんとともに、生涯にわたり安心して住み続けられる地域社会を築くための取組を総合的に進めていくことが求められています。

（２）ボランティア活動行動者率ととっとり型地域包括ケアネットワークの深化

国では、地域包括ケアシステムの構築により、高齢化に伴う諸課題の解決を提案しています。この中では、専門職連携とともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティアなどの参画が重要なポイントとなっています。
本県では、社会生活基本調査の「ボランティア活動行動者率」のデータが示すように、県民のボランティアへの意欲は高く、集落単位や地域の自治会単位での「きずな」が比較的保たれています。

人口最小県という本県の特性を最大限に活かし、県民、ＮＰＯ、企業等との協働のもと、医療・介護・福祉等の関係機関の顔が見えるネットワーク「地域包括ケアシステム」の深化を図るという考えに立ち、基本目標を以下のとおり設定します。

とっとり型地域包括ケアネットワークの深化
～すべての高齢者が希望を持って生涯輝き続けられる地域をつくる～

※すべての高齢者とは、認知症や要介護者などの支えられる側の方だけでなく、支える側の元気な高齢者の方も含む、すべての高齢者のことを示します。

（参考）ボランティア活動行動者率／都道府県別　　（単位：％）

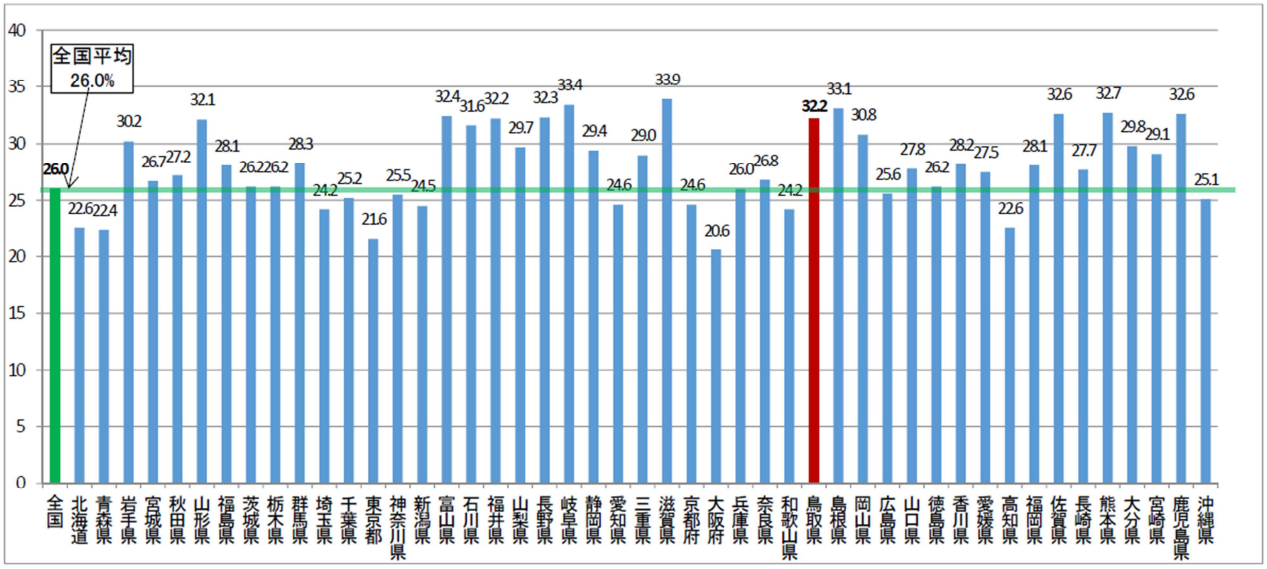

出典：総務省統計局「社会生活基本調査（平成28(2016)年）」より作成

（参考）とっとり型地域包括ケアネットワークの概念図

３　重点課題の概要と施策体系

基本目標に対し、本章冒頭のとおり６項目の重点課題を設定しました。
それぞれの現状と課題及び第７期計画期間における方向及び対応は、「第四章 具体施策の推進」の中で整理しています。

①高齢者の在宅生活支援体制の確立

○支援を要する高齢者の生活実態を把握し、支援に繋げる仕組みの構築を進める地域づくり
- 自治会や地域住民などによる見守りの推進
- 社会福祉協議会や地域包括支援センター、市町村への連絡体制の構築
- 災害に備えた支え愛のネットワークの構築

○支援を要する高齢者に適切に支援を行う仕組みの構築
- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化（資質向上）
- 地域ケア会議を通じた多職種連携、ケアマネジャーや介護サービス事業者の意識向上等の推進
- 生活支援体制整備の推進
- 在宅生活ができるよう、住民ボランティア、ＮＰＯ、民間事業者等による生活支援サービスの充実（家事援助、配食、買い物支援、移動支援等）に向けた支援

○介護に取り組む家族等への支援の充実
- 必要な介護サービスの確保
- 家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談・支援の充実
- 介護休業制度等の周知・利用促進

○医療と介護の連携
- 各二次保健医療圏における、医師会・介護支援専門員連絡協議会・地域包括支援センター等の連絡会開催、退院支援ルールの策定等による関係機関の連携強化の支援

②高齢者が活躍できる場づくり

○高齢者の生きがい増進や身体機能の維持など介護を予防する仕組みの構築及び推進
- ８０２０運動の推進、口腔ケア実施体制の構築
- 市町村が行う住民主体の介護予防の取組への支援

○地域・福祉の担い手としての高齢者の活躍の促進
- 生きがいづくり、地域支え愛に効果がみられる介護支援ボランティアの導入促進
- 人材バンク等の活用など、地域づくりの担い手としての元気高齢者の活躍
- ボランティア、起業などさまざまな活動を通し、高齢者の社会参加や生きがいづくり、自立促進を図る取組の推進及び周知

③高齢者の尊厳及び安全の確保

○相談対応、虐待防止、意思尊重などに通じる仕組みの構築
・高齢者虐待防止ネットワークの体制づくりの強化
・高齢者相談支援窓口の住民への周知
・「自分が要介護になったとき、あるいは終末期に向かう際の意向」を表明するエンディングノート等について、本人の意思を尊重しつつ普及
・地域における権利擁護体制の確立とともに、県全体を見据えた総合的な体制の整備
・低所得高齢者対策の強化

④認知症施策の推進

○認知症になっても希望と尊厳を持って、生涯輝き続けられる地域づくりの推進
・認知症の本人の意思の尊重
・すべての人が認知症を正しく学ぶ
・認知症の気づきから終末期まで、切れ目のないサポート体制づくり
・認知症の人と共につくる地域づくり
・若年性認知症施策の強化

⑤必要な介護サービスの確保

○適切なケアにより心身機能の維持、改善が図られる仕組みの構築
・在宅生活が続けられるよう、訪問介護、訪問看護等の訪問系サービスを確保
・ケアマネジャーの資質向上と適正なプランの作成指導及び支援
・自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

○介護サービス情報の公表の推進
・介護サービスの選択に必要な情報の公表の支援及び推進
・介護サービス公表情報の周知

○効果的・効率的な介護給付の推進
・国保連と県の連携により、保険者の実態にあわせた効果的な取組みを支援

⑥介護人材の確保、定着及び資質の向上

○地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会基盤である介護人材の確保

○2025年(平成37年)までに必要となる介護職員を確保することを目標に、人材の確保及び資質の向上に取り組む
・人材の確保（就労者数の増）
⇒新卒者、他業種からの転職、子育て・シニア層、潜在的有資格者への働きかけなど
・人材の定着（離職者数の減）
⇒雇用環境・処遇の改善に向けた事業者への働きかけ、仲間・ネットワークづくりへの支援など
・人材の育成
⇒介護福祉士の養成とＯＪＴ／ＯＦＦ－ＪＴの充実支援など

○高齢者の生活を支援する担い手として、専門人材のほか、住民サポーター等の参画促進

４　自立支援等施策に係る目標設定及び評価方法

市町村における高齢者の自立支援や重度化防止の取組を支援するため、第７期計画期間における県の支援内容を次のとおり設定します。

なお、具体の数値目標及び評価方法等は、各市町村が抱える課題や予算の措置状況に応じて各年度に設定することとします。

項　目	支援内容
市町村の地域分析支援	市町村支援のための研修事業を実施する
	市町村の要望に応じてアドバイザー派遣事業を実施する
地域ケア会議の機能強化	管理職・管理者又は担当者に対して研修会等を実施する
介護予防の効果的実施	介護予防に従事する市町村職員や関係者に対し、介護予防を効果的に実施するための技術的支援に係る研修会等を実施する
生活支援体制の構築	研修等の実施により生活支援コーディネーターを養成する
	市町村及び生活支援コーディネーターによる情報交換の場を設定する
	生活相談支援体制の整備に関する市町村からの相談窓口の設置等、相談・助言を行う
自立支援・重度化防止	鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会等関係団体と連携し、市町村に対する地域リハビリテーション支援体制について協議する
	リハビリテーション専門職等に対して、派遣に際して必要となる知識に関する研修会を実施する
	リハビリテーション専門職等を地域ケア会議や通いの場等に派遣する
在宅医療・介護連携の推進	二次医療圏単位等地域の実情に応じた圏域において、地域の医師会等の医療関係団体と介護関係者と連絡会等を開催する
	在宅医療をはじめとした広域的な医療資源に関する情報提供を市町村に対して行う
	退院支援ルールの作成等市区町村単独では対応が難しい広域的な医療介護連携に関して支援を行う
認知症総合支援	かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施
	認知症サポート医の養成（研修派遣）
	若年性認知症コーディネーターの配置
	市町村等への権利擁護専門支援窓口の設置
介護給付適正化	「医療情報との突合」「縦覧点検」の実施を支援
	国保連の適正化システム活用に関する研修や実地における支援を実施
	ケアプラン点検における実地指導の支援を実施
	他県・県内保険者の効果的な取組事例を紹介する研修会等の開催又は参加支援
介護人材の確保	2025年、第７期計画期間における介護人材の推計を行う
	定量的な目標及び実施時期を定める
	人材の新規参入や、復職・再就職支援策を実施
	都道府県として、介護ロボットやＩＣＴの活用に向けたモデル事業等の推進策を実施